



2020年8月7日

各位	上場会社名	理研コランダム株式会社
	代表者	代表取締役社長 増田富美雄
	コード番号	5395
	問合せ先責任者	取締役経理部長 石川和男
	T E L	048-596-4411

親会社株式の売却による特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2020年8月7日開催の取締役会において、会社法第135条の規定に基づき、当社が保有する親会社であるオカモト株式の売却に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 親会社株式の売却を行う理由

2017年9月11日付で当社がオカモト株式会社の連結子会社となったことにより、会社法第135条の規定により、当該株式を処分するものであります。

2. 親会社株式売却の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------------------|
| (1) 売却対象株式の種類 | オカモト株式会社 普通株式 |
| (2) 売却株式数 | 98,000 株 |
| (3) 売却日 | 2020年8月19日(約定ベース) |
| (4) 売却価額 | 2020年8月18日の東京証券取引所における当該株式の終値に98,000株を乗じた金額 |
| (5) 売却益 | 231百万円(8月6日終値を基に算出した概算参考値) |
| (6) 売却先および売却方法 | オカモト株式会社、相対取引 |

3. 今後の見通し

特別利益につきましては、2020年12月期第3四半期にて計上予定であります。また、本日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」の業績予想数値に含めております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、当社所有のオカモト株式の売却先が当社の親会社であるオカモト株式会社であることから、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。

当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は2020年4月3日開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、支配株主等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の条件による取引を基本方針とし、利益相反取引等を生じる場合には、取締役会において決議を行い、少数株主の不利益とならないように対応します。」と定めており、本件における適合状況は以下のとおりです。

当社は、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、本取引に関して意思決定を行い、本件の公正性を担保するための措置として、少数株主の利益を害することのないよう、本取引における売却単価は、2020年8月18日の東京証券取引所における終値とすることといたしました。

また、利益相反を回避するための措置として、当社役員である岡本良幸氏は支配株主であるオカモト株式会社の取締役を兼務しているため、当該意思決定の取締役会決議には参加しておりません。

なお、社外取締役である長崎俊樹氏及び新井田哲也氏から、本件取引について適切な手続きを経ていると認められること、目的として保有資産の効率化とキャッシュフローの改善を図るために行うこと、また本売却価格の適切性については2020年8月18日の東京証券取引所における終値を採用すること等から、本件取引が当社の少数株主にとって不利益でない旨の意見を2020年8月7日付で入手しております。

以上から、当社の本取引における対応は上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

以上